令和2年第3回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 令和2年9月1日 本日の会議 令和2年9月3日 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八 木 亮 三 議員 2番 松 林 敏 議員 3番 西 田 議員 健 丰 中 浦 Ш 議員 5番 村美 穂 議員 6番 安 部 議員 都 7番 内 村 法 安 藤 克 金 子 議員 博 議員 8番 彦 議員 9番 恵 10番 岩 永 政 則 議員 11番 堤 理 志 議員 12番 野 龍 議員 河 出 彦 14番 竹 中 議員 15番 西 克 之 13番 吉 清 議員 悟 畄 議員 16番 山口 憲一郎 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長富永正彦君 _ 議 事 課 長 青 田 浩 君 事 陽 森 本 子 君 主 査 君 Щ 田 傑

木典

Ш 寛

Щ 浩

田

田

木

田

崹

内

П

Ш 貴 弘 君

部

本 真

崹 良

木 秀

正 行

佳 美

佳代子

聡一朗

守

靖

弘 君

隆

昇 君

史 君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

君

之 君

説明のため出席した者

町 長 吉 田 愼 君 副 町 長 鈴 長 中 君 長 総 務 部 嶋 敏 純 画財政部 森 企 建 設產業部 長 日名子 達 也 君 住 民 福 祉 部 長 栗 長 長 健 康保険部 志 田 純 子 君 水 道 局 辻 者 計 管 理 中 之 君 務 課 長 荒 会 田 総 秘 書広 報 課 長 中 村 則 君 契約管 財 課 長 和 元 域 安 全 課 長 宮 崎 伸 之 君 政策企 画 課 長 荒 地 財 政 課 長 木 須 紀 彦 君 税 務 課 長 村 納推進課 長 藤 﨑 隆 君 土木管 理 課 長 Ш 収 行 都 市 計 画 課 長 山 﨑 禎 三 君 産 業 振 興 課 長 Ш 民 環 境 課 長 尾 盛 長 中 雄 君 福 祉 課 Ш 健康保険課長 ども政策課長 村 田 ゆかり 君 小 渡 介 護保険課 長 細 田 愛 君 道 課 長 水 下 水 道 課 長 Щ \Box 新 君 教 育 長 勝 吾 育 次 長 本 昭 彦 君 教育委員会理事 教 Щ 金 教育総務課長 宮 司 裕 子 君 生 涯 学 習 課 長 北 野 農業委員会事務局長 福 本 美也子

会議録署名議員

1番 八 木 亮 三 議員 15番 西 岡 克 之 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分 散会 13時19分

令和2年第3回長与町議会定例会 議事日程(第3号)

令和2年9月3日 (木) 午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	_	一般質問	_
2	5 9	長与町税条例の一部を改正する条例	※総文
3	6 0	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例	※総文
4	6 1	長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例	※産厚
5	6 2	令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)	※総文
6	6 3	令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	※総文
7	6 4	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	※産厚
8	6 5	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※産厚
9	6 6	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)	※産厚
10	6 7	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計 補正予算(第1号)	※産厚
1 1	6 8	令和2年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)	※産厚
12	6 9	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	※産厚
13	7 0	令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総文
1 4	7 1	令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総文
1 5	7 2	令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	※産厚
1 6	7 3	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	※産厚
1 7	7 4	令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※産厚
18	7 5	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について	※産厚
19	7 6	令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産厚
2 0	7 7	令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定につい て	※産厚

日程	議案番号	件名	備考
2 1	7 8	長与町教育委員会委員の任命について	_
2 2	7 9	人権擁護委員の推薦について	—

※付託予定の委員会

〇議長(山口憲一郎議員)

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順9、堤理志議員の①生活環境について、②コロナ禍での文化活動の振興についての質問を同時に許します。

11番、堤理志議員。

○11番(堤理志議員)

皆さん、おはようございます。それでは早速一般質問を行います。生活環境について。 住環境は、住民、自治会、コミュニティ、自治体の相互協力により、快適なものになる よう努めるものだと考えます。昨年6月議会で野良猫による住環境が悪化している問題 を取り上げた経緯がありますが、最近また同様の被害で困っているという住民から、何 らかの対策ができないかという意見が寄せられております。前回の議会では、地域猫活 動が効果を上げているとの回答でありました。地域猫活動は有意義な活動であり積極的 に推進すべきでありますが、地域猫活動と同じ地域において野良猫が繁殖しているとい う実態があり、地域も手を焼いている実情があります。野良猫の被害を減らす支援など を検討できないかお伺いをいたします。

2点目、コロナ禍での文化活動の振興について質問をいたします。昨今のコロナ禍で人が密集することを避けなければならない事情から、住民の文化活動、芸術鑑賞に支障が出ていると思われます。文化、芸術を享受する側だけでなく、発信する側、また文化、芸術家の育成にも困難をきたす事態に至っているのが現状ではないかと思われます。文化の振興については、国、自治体の果たす役割は大きいものがあると考えますが、コロナが収束するまでの間、さらにはコロナ終息後の文化活動のあり方も考え、可能な対策、町としての役割を発揮する必要があると考えます。現在、情報通信技術はかなり進展し、高画質で高音質のものを大容量で発信できる環境も進んできています。これらを活用し、文化の発表の場や鑑賞する機会を作ることなどが考えられます。ちょっとここ訂正と言いますか、若干変更で「考えられます」で一旦区切りまして、文化を絶やさないために町としてできること、取り組むべきことなど、どのようなものがあるのかについてお伺いをいたします。以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それでは堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお2番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。1番目の質問の 生活環境についてということでございますけれども、住環境における猫につきましては、 御存じのとおり「動物の愛護及び管理に関する法律」、いわゆる「動物愛護法」により保護されており、町などでは捕獲や処分することはできないことになっております。そのため猫に関する町の対策といたしましては、長崎県獣医師会、長崎県とともに、地域猫や野良猫に対して不妊去勢手術の助成を行っております。さらに広報や回覧及びホームページによりまして、適正飼育や野良猫への対処法などの周知を徹底的に行っておるところでございます。また地域猫活動に関しましては、昨年度は広報誌による周知のほかに、健康まつりにおきまして特設ブースを設けて啓発活動を行ってまいりました。そういうことによって地域猫活動の意義を広めることが多少なりともできたんじゃないかと考えております。今回御指摘の地域につきましては、野良猫が増加している原因や問題点を把握するため現地調査確認を行い、その要因に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。併せて、飼い猫の適正飼育と地域猫活動の啓発及び野良猫の繁殖抑制事業を継続的に行いまして、猫による諸問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。今後も地域にお住まいの住民の皆様方と動物とが、ともに幸せで心地よい社会となるよう努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

勝本教育長。

〇教育長 (勝本真二君)

では、堤議員の御質問にお答えいたします。2番目の御質問でございます、コロナ禍における文化活動につきましては、議員御承知のとおり、あらゆる支障が出ております。例年、平和への祈りを込めた合唱や詩の朗読、音楽を通して平和の尊さを発信してきた「平和コンサート in ながよ」や、文化協会主催の芸能、音楽などを発表する場である「文化協会発表大会」も今年度は中止を余儀なくされております。11月に開催を予定しております「町民文化祭」につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を講じながら実施ができないか、現在協議を重ねているところでございます。しかしながら、今後の感染状況によっては、規模の縮小や中止も含め、あらゆる事態を想定した検討も必要であると考えております。また、オンラインでの情報発信等につきましても、これからは有効な手段の一つと感じておりますが、Wi-Fi 環境の整備、人員の確保、演者の方の承諾などクリアすべき課題も数多くありますので、オンラインをはじめ、他の方法も模索しながら研究していきたいと思っております。今後も地域の活性化と文化の振興を後退させないためにも、文化活動の成果を発表する場を提供すること。また、あらゆる文化作品などを鑑賞できる機会を提供することに努め、町民皆様の文化活動の充実と文化の振興を図りたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

それでは、生活環境の問題についての質問をさせていただきますけれども、この間、

一般質問でも地域猫の問題を取り組んで、町としても様々手を打っていただいてるということは十分承知しておりますし、また、地域猫活動そのものが大きな効果を上げているということも理解しているつもりです。また、猫も一般的な飼い猫についてはかなりの住民の方が適切に飼育されて、猫全般がいけないというようなことは全く思っておりません。かなりの方が地域猫、飼い猫について適切に飼っていらっしゃる状況があります。しかしながら、ここ最近、この地域での猫でちょっと困ってるというような話が幾つか私の方にも寄せられております。そこでまず1点お伺いしたいのは、役場に対して猫の問題での相談等々は上がってきているかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長(中尾盛雄君)

こちらの地区以外でも十数件の相談等はあっております。 1 件をどう捉えるかという 部分もあるんですけど、箇所数でもやはり同じ十数件ということで上がっておりますが、現場の方で対応し解決する案件もあれば、ちょっと長引くような案件もあっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

十数件相談があってるということですので様々あろうかと思います。私の方に寄せら れている質問の具体的な中身、簡単に2つほど紹介させていただきたいんですが、一つ は一生懸命手入れしている御自身の御自宅の庭を荒らされるという問題です。これは家 庭菜園、庭を手入れして小さな畑を整備して、肥料等もきちっとやりながら、キュウリ とかトマトとかいろいろそういう家庭菜園をなさっている方が、収穫間際になってきた ような状況の中で、それをちょっとかじられたりとか、あとやっぱり大きいのは、ふん 尿をその畑にやられますと心理的にやっぱり今から食べようと思うものの所に野良猫が ふん尿をしたとなりますと、ちょっと食べたくないなということで、今まで一生懸命や ってきたことが台無しになるんだということで、やはりそういう話を聞くと、それは確 かに本当にもう腹立たしいんだろうなというふうに感じました。また、私も犬を飼って おりまして、朝6時半から7時ぐらいまで毎朝散歩をするんですが、そのときに町内回 ってる中で、ちょっと最近子猫がちょこちょこ見られるんですよね。親猫が子猫を引き 連れているんですが。地域猫活動もやってるので、親猫を見ると耳がカットされてない。 いわゆる野良猫だろうというふうに推測されるものの子猫がいるということで、これを 考えていったときに、結局この野良猫また子猫が生まれた中でこれをそのまま放置して おりますと、またその猫が大人になり、また次に繁殖するということで、地域でどんど んどんどんこういう猫が増えていきますと、住民同士のいさかいとか非常に住み心地が 悪いというようなことで、非常に町とか地域自治会に対するイメージも損なっていくの ではないか。例えば「あの地域は野良猫多かっさね」というような、そういう風評が広

がるということになれば、せっかく長与町の整然としたまちづくりをやってきたのが、ちょっと印象も悪くなるということで、このまま放置していいのかなという、このままどんどん増えていくんじゃないかなという恐れがありますので、やはりこういった実態があるということをこの議会、行政の皆さんの中でも共有して対策を考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えた次第です。先程の御答弁の中で、原因等について調査確認をしていきたいということでございますますが、具体的にどういうふうな調査確認をしていこうと考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長 (中尾盛雄君)

調査方法に関しましては、まずは現地に赴きまして状況の確認、それと地域にお住まいの方々の聞き取りですね。で、この件に関しましては、地域猫活動をやっている方々もいらっしゃいます。また、地域猫活動をやってない方々も多数いらっしゃいますので、そういった多様な意見をお聞きして状況をまず把握して、それからそれに対応した行動を取っていきたいと考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

誰しもやっぱり動物愛護は思ってるんですよね。しかしその中でもやはり自分の畑を 荒らされたりっていうことに対して、猫はかわいいんだけどやっぱり自分の敷地の中で 実害があるという点についてはいろんな意見があると思うので、そういういろんな方々 の意見を聞くということを今後取り組むということですので、是非そういったことはや っていただきたいというふうに思います。それからもう一つ、ちょっと聞くのが地域猫 活動をやってるということに対して、やってる方々やってる地域というのは一定どうい うものなのかという理解ができてるんですけれども、やっていない地域の方が地域猫活動を誤解されている面があるんじゃないかというのをお聞きしております。例えば地域 猫活動をやっていない地域で野良猫が子どもを産んで、処理って言ったら言葉駄目なん ですけども、対応に困ってそういえばあの自治会が地域猫といって猫をかわいがってく れるそうだということで、夜にこっそり持っていってそこに放置するというようなこと があってるんじゃないかという話。これは憶測なんですが、そういったこともちょっと 耳に挟むんですが、そういった事例とか話っていうのはないのか。これは事実なのか。 またそういった話が実際に町の方に上がっているのか。この辺りはいかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長(中尾盛雄君)

議員がおっしゃるとおり、現地の方でお話をするとそういったお話は聞いております。

ただ、本当にそうなのかという部分について確認は取れておりません。ただし、子猫は何も無いところで増えるということは通常あり得ませんし、地域猫をしてる所につきましては不妊去勢手術をしておりますので、本来子猫は生まれてこない。こういう状況になっておりますので、増えていくということは本来無いことだとは考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

了解いたしました。この猫の問題ですけれども、例えばニュータウン東地区で地域猫活動をやっているんですが、長与ニュータウンの自治会の区割りというのは非常に複雑で、恐らく地元の人でも正確には分かってないだろうというように、ちょっとこう鍵形で道をちょっと隔てたところから中央、こっちは西、こっちは東というような形になっておりますので、当然、猫にとってはそういう自治会の区割りというのは関係無くて自由に移動してますので、この地域猫活動とか猫の問題っていうのは単一自治会で取り組むこともですが、自治会を越えた、例えばニュータウン地域だとか、小学校区コミュニティとか、そういう広域的な形で考えていかなければいけないというようなこともあるんじゃないかと思うんですが、その辺りの御検討いかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長(中尾盛雄君)

地域猫活動につきましては議員おっしゃるとおり、あくまでもボランティアという形で動いている部分もありますが、今回はニュータウン東自治会、自治会単位として動いていただいてる部分もあります。おっしゃるとおりニュータウン地区というのが周りを囲まれておりまして、一つの地域としてできれば一番、形的には良いかと思うんですが、猫自体の行動範囲というのが100メートルから200メートルと言われております。大きくても500メートルです。そういった行動範囲を考えると単一の自治会でももちろん問題無いと思いますし、そういった広域的にやっていくことも可能性としてはあることだと考えております。しかし、そこはどうしても地元の御理解と御協力が必要になってくるので、町の方から推奨していくという立場ではまだ今のところありません。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

○11番(堤理志議員)

御承知のとおり長与ニュータウンの東、中央、西というのは非常に密接に関わってありますので、今後のことなんですけども、例えば3地区連合自治会というのもありますし、そういうところに何か話をする機会があるときに話題として投げ掛けてみるとかですね。もちろん東自治会がほかの自治会に投げ掛けるという方法も当然あっても良いと思いますし、行政側からこういう問題一緒に考えてみてはいかがですかというようなこ

ともやれないこともないし、まあこれは強く要望するというわけじゃありませんが、ちょっとそういう準広域的な視点というのも一つ持っていく必要があるというふうに、これは意見として申し上げます。それから先程の答弁の中で繁殖抑制事業という言葉を言われたと思うんですが、これは具体的にどういったことなのか。地域猫のいわゆる不妊去勢のことなのか、それ以外に何かあるのか、この点よろしいでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長 (中尾盛雄君)

地域猫に関する不妊去勢手術、野良猫に対する不妊去勢手術、この2本になります。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

○11番(堤理志議員)

分かりました。この問題はこうすれば一気に解決すると、私もなかなかそういう提案できるものも持っておりませんし、やはり行政と地域とで根気強くやっていくしかないのかなというふうに思いますが、是非こういう問題があるということを皆さんも気に留めていただきたいと、まずそこからスタートすることかなというふうに思います。

では、生活環境についての質問は以上にさせていただいて、次、文化活動の振興につ いてというところをお伺いいたします。このコロナ禍で文化活動の自粛が余儀なくされ ているということは先程教育長の答弁の中でも種々、様々な事業が中止になっていると いうことであります。やはり今考えるのは、人っていうのは生きていく上で文化ってい うものと切っても切り離せない生き物なんだなというふうに思います。文化と言うとど うしてもちょっと高尚な芸術のというふうに捉えられがちなんですけども、そうじゃな くて、例えば、このコロナ禍になって皆さんサージカルマスクを着けたりしていたのが、 段々それでは飽き足らなくなって素材を少し変えてみたり、デザインを替えてみたりと いうのもやはり文化だと思うんですよね。だから何かにつけ文化というのは、やはり人 というのは生きていく上で何か必要じゃないかと。町長が「遊び心のある町」と言う。 私も遊び心って何かなと思ったら、やはり一つはそういう文化なのかなというふうに思 っております。ただ生きていければいいって、御飯食べて寝てだけが人間の生活じゃな くて、そのプラスアルファの部分を文化だというふうに思っておりまして、そういった ものを含めてやはり大事にしていかないといけない。コロナだからもう止めてしまえと いうふうには思ってないと答弁でありましたけれども、そういうことだと思います。そ れとやはり演者だけでなくて、例えば文化ホールの照明、音響、舞台技術の方々の育成 という点からも、やはりこの文化というのは絶やしてはいけないんじゃないかというふ うに思います。それと自分自身のための文化活動でもありますけれども、それを発表す る場があるということで、やはりモチベーションも上がって、それが文化の振興に繋が っていくんじゃないかというふうに考えております。先程答弁の中で後退させないとい

う言葉がございましたが、再度確認をさせていただきます。非常時だからということで、 こうした文化活動を停止しても仕方がないということではないと。ここの基本的な認識 の点を再度御確認させていただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

町民の皆様に文化活動の成果を発表する場を提供すること、また、あらゆる作品に鑑賞できる機会を提供すること。こういったことを最優先に考えながら、何でもかんでも中止とか延期とかするのではなく、関係機関とも協議をして、協力をしながら、文化活動の充実と支援、こういったサービスを怠らないように考えて事業をやっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

どういう手法があるかということをいろいろ検討されている最中だということで理解をしたいというふうに思います。この文化活動を続けることの一つの手法として、私が挙げさせていただいたのが情報通信技術を活用できないかという問題です。昨日からも様々同僚議員の方も文化だけじゃない広い範囲で情報技術っていうのを取り上げていらっしゃいます。私がこの中で念頭に上げたのは、1つは YouTube 等の動画配信サイトを活用した文化活動の発信が検討できないかということです。高画質で高音質で大容量の情報発信。それをするに当たって、先程も幾つかの検討をしないといけないというようなことをおっしゃっておりますけれども、もう少し具体的に、これを実施するためにはどういった課題があるのか、そこの辺りについてお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

動画配信を行うに当たって解決すべき問題、課題ですけれども。まず Wi-Fi 環境の整備であったり、器材の整備、それから人員の配置。また、演者の方の承諾であったり、人権であったり、著作権、こういったものが課題としてあると思います。その中でもWi-Fi 環境の整備につきましては、以前から専門の業者の方とも協議をしておりまして、ただ、高額でもあり、ハードルも高い状況でありますので、今後もっと研究をしていかなければならないと考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

Wi-Fi 環境の整備という、例えばですけれども、文化ホールの中で演奏するものを録 画配信するというのに Wi-Fi を活用するとして、そんなに高額なのかなというのが率直 に疑問を感じるんですね。本町議会もこうやって今この議会の模様というのを YouTube でライブ配信されてるわけなんですが、大容量といっても今それこそ光であるとか様々、比較的そこまで高額じゃなくて、一般の方でも手の届く範囲でギガクラスのネット環境を整備できるんじゃないかと思うんですが。何かやはりちょっと事情が違うんですかね。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

Wi-Fi 環境の整備につきましてはエリアとかの問題もあると思いますけれども、以前からこの課題につきましては検討しておりまして、見積もりも以前取っております。その中で金額はちょっと提示できませんけれども、なかなか高額であるというのが1つと、一番経費面で掛かるだろうというのは、機材とそこに録画とかされる人員の配置、人件費関係が一番課題になってくるのではないかと、経費面では考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

今検討されてるということですので、是非このまま検討を続けていただきたいという ふうに思います。動画配信の問題を取り上げましたが、もう一つちょっと感じているの が、絵画とか書、それから写真等々については二次元で表現されるものですよね。こう したものは、例えば業務用のスキャナーになるかもしれませんが、そういったものでデ ジタルデータ化して、これをデジタル上での展示をして、これも当然その承諾を得たり というようなものは発生はしますけれども、そういったものが検討できないのか。先日 放送を見てる中でそういったものを文化の発信ということで有効活用を始めているって いうような自治体だったか民間だったかやられてるのを見ましたけれども、三次元じゃ なくて、この二次元の部分でできないものか、この辺りは検討はいかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

絵画、写真などのデジタル化での配信ということですけれども、制作者の承諾等々が得られれば、それがクリアできれば可能ではあると考えております。現在でも文化作品展などにおきまして、御本人の承諾をいただきながら広報とかホームページでも紹介をしておりますので、その延長と考えれば比較的ハードルは低いのかなと思われます。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

そうですね、比較的ハードルは低いんじゃないかと思います。ただその際に、やはり 文化、芸術をされてる方々っていうのは非常に緻密っていうか、こだわりも強い方も 多々いらっしゃって、例えば書をデジタルデータ化するにしても「ただ真っ黒で塗りつ ぶすだけじゃ駄目だ」と言う方もいらっしゃると思うんですよね。例えばその「墨の濃 淡を表現してるんだ」と言うような方にしてみれば、出来上がったデジタルデータを見 て、「これは自分が意図したものと違うんだ」と言うような意見もあるかもしれません。 また、色の三原色を今度デジタルデータ化したら光の三原色に変換されるので、色味が 変わりますと色彩感覚が非常に優れたそういう画家の人たちからすれば「自分が意図し た作品とは違う」と言うような話も出てくるかもしれませんので、やはりそういった専 門家の人とか、御本人たちと、十分そういったデジタルになることによって、こういう ふうに変わるものもあるよというようなことも含めてやっていかれたらどうかなという ふうに思います。ハードル低いと言いましたけども、私も元々こういう展示をされる 方々というのは不特定多数の方に閲覧してもらうということを前提に今までも活動され てきた方々なので、そういった先程の細々した著作権でありますとか、権利とか、見え 方の問題とかクリアすれば、いけるんじゃないかというふうに思っておりますので、こ のコロナ禍でも文化を殺さないという意味で、是非いろんな方法を団体の方とか文化関 係者とよく話し合ってしていただければというふうに思います。それからもう1点、私 このデジタル技術の問題、私の意図に留まらず、やはり文化を殺さない、文化を絶やさ ないっていう点ではこのデジタル化だけじゃなくて、先程文化祭を実施できないかとい うことも検討してるということであります。やはりこういう従来型の文化活動、何と言 ってもデジタルっていうのは確かに素晴らしい技術であるんですけども、まだまだ現実 問題では生の演奏だとか、生の実物、本物、こういったものに全く取って代わるものに はなり得ないというふうに思います。やはり生の演奏であるとか、実物の絵画を見るこ とに越したことはなくて、致し方ない代替手段として、また同僚議員も先日おっしゃっ てましたけれども副次的な手段として活用するっていう点から言えば、やはりできれば ベストなのは感染症対策を十分にやりながらガイドラインに沿って実施ができればそれ が一番良いなというふうに思うんですけれども、そういったガイドラインというものは 今どういう状況なのか。完成してるのか、最中なのか、この辺りはいかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

町独自のガイドラインということですけれども、国から示されております感染症対策の基本方針とか、またいろいろなガイドラインなどに基づきまして、町独自でも公共施設に応じたコロナ対策のマニュアルを作成しております。

○議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

感染症対策マニュアルを作成してるということでありますので、是非それにしっかり

則った形で実施するということが目指すべきだというふうに思います。もちろん言われ るように非常に爆発的な感染状況の中、蔓延がもうすごい勢いを増してる中で開催とな りますといろんなリスクもありますけれども、一定そういった状況も見ながら、ガイド ラインに沿った感染症対策をしっかりやりながら、実施が可能なものはやっていくとい うことが必要じゃないかと思います。それで今この感染症対策について言われてるのは、 不幸にして罹ってしまった方々を責めないということをやっぱり広く呼びかけないとい けないというふうに思います。北陽台高校でクラスターが発生したときに、町長が「差 別なんか止めて欲しい」というメッセージを発信されました。私の聞いた範囲の中の人 たちも非常にあれに心打たれたということで、「本当に心がこもった良いことを言って くれた」という言葉もあります。やはりそういったことを町民の中に訴えながら、罹患 した人を責めないということもだし、しっかりと感染症対策をやって、それに則った形 で文化活動を支援、後援したり、あるいは主催したりということもやっていく、実施す べきじゃないかというふうに思います。もしこれをやって広がってしまったらというよ うな心配も多々あろうかと思うんですけれども、先日から他の自治体の事例を調べてみ ますと、こういう文化芸術活動を再開する個人、団体を支援する自治体というのがたく さんホームページ上でも、そういう支援事業というのがたくさん出てきております。私 も全部目を通しておりませんので是非、通告には出してなかったんですが、そういうの がちょこちょこ出始めておりますので、ただ単に自粛自粛じゃなくて、再開を支援する という自治体も今どんどん増えておりますので、そういったところも参考にすべきでは ないかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

今議員おっしゃるとおり、ほかの市町村も参考にしながら、できる支援、お金的なものもあるかもしれませんけれども勉強をさせていただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

文化芸術の再開支援事業というようなことで検索したら、かなりの自治体が出てきておりますので、是非、他自治体のそういう事例を調べて、再開に向けてどういったことができるのかということを検討していただきたいというふうに思います。それから町長の新しいキャッチフレーズで「遊び心がある」ということで言われておりますけれども、そういった点からも、よその自治体があまり取り組んでいない文化のデジタル発信というのを「遊び心」というか、一つの町の目玉的なこととして考えられないのかなと。「教育、子育て、健康」というふうにおっしゃいます。教育っていうのは学校教育だけではなくてやはり社会教育、生涯学習も大事な教育だと思うんですよね。そういった点

と遊び心っていうのを組み合わせて、やはりこう先進的な、よその自治体が長与すごいなと思われるようなことを教育委員会とタイアップして、町長、その辺り検討すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

〇議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

今、議員がおっしゃるとおりだと私も思います。特にハードとソフトという意味で言ったら、今からはソフトをどうしていくかという問題になってると思うんですね。ハードっていうのは非常に日進月歩で私たちが気付かないうちにどんどんどんどん進展していく中で、人間の心とかそういったソフトの部分が置き忘れてしまうというようなことになってはいかんと思いますので、やはり人間の心っていうのを大事にするというのが私は「遊び心」というふうに思っています。そういったものをやはり教育の現場を通じて発信していくということも非常に大事かと思いますので、そこは常に意識しながら、今後町政をそのように意識しながら、各部門とも連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

〇11番(堤理志議員)

デジタル発信を充実させるとした場合に、これがコロナが終息したあとにはもう無用なものになってしまうかというと、私は決してそうではないんじゃないかと思うんです。この状況を整備しておけば、例えば、本来は直接現場でライブで見に行ったり、本物を鑑賞したかったけれども、いろんな事情があってそのときにその場に居合わせることができない町民の方も、後日自宅なり別の場所でそういったものを、せっかくの催し物をオンデマンドというんですかね、自分の時間に合わせてそれを享受することができるという点で、このシステムを作っておけば今後の町民の財産にもなっていくと思うんですよね。だからそういった点で決して無駄になることではないというふうに思いますので、是非コロナ終息後の町の財産にもなるんだという形で検討してはいかがかと思いますが、その点いかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

まず文化の観点から言いますと、議員おっしゃるとおり、生の演奏であったり実物の 絵画、こういったものを観ていただくというのが基本にはなりますけれども、例えば体 調がすぐれなくて来れなかったとか、障害者の方で来れなかったとか、そういったこと も可能性がありますので、御提案いただきましたオンラインでの配信、またデジタル化、 そういったものは検討させていただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

堤議員。

○11番(堤理志議員)

町長が先程おっしゃったように懸念材料がハードの日進月歩の問題ですね。高額ないろんな機材を導入しても、これが5年、10年でもう古いものになってしまうという懸念も実は私の中にも少しありまして。ですから例えば大型のそういう機械があって、ハードの中身を5年、10年したら最新のものに部品を交換できるようなもので更新していくようなことができないかとか、そういったことも買ったものが無駄にならないようなという点もやっぱりちょっと頭の片隅に、私もちょっと心配な面もありますが。とにかくデジタルを、このコロナの中で文化を殺さないために生かしていくという点はやっていく必要があるというふうに思い、このことを申し上げまして私の質問を終わります。

〇議長(山口憲一郎議員)

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時25分まで休憩します。

(休憩 10時15分~10時25分)

〇議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順10、河野龍二議員の ①新型コロナウイルス対策について、②災害対策についての質問を同時に許します。

12番河野龍二議員。

〇12番(河野龍二議員)

それでは早速質問させていただきます。まず初めに新型コロナウイルス対策について質問いたします。新型コロナウイルスは夏場には一旦落ち着き、秋冬にかけて感染拡大が予想されるというふうな話でしたが、予想に反し今夏の感染は当初より広がり、高校でもクラスターとなって本町の感染者も増えました。先の議会で、第2波に備えて対応策を考えるという答弁をいただきましたが、どのような対策を検討しているのか質問させていただきます。 (1) 感染者の医療体制やPCR検査などの対応策は。 (2) 全町民を対象にした新たな給付金制度や、離職、失業や収入が著しく減少した町民への給付金の制度の考えはありませんか。 (3) 中小零細企業、農業、漁業への今後の支援策の考えはありますか。 (4) 一人暮らしの大学生の支援の考えはありませんか。

2つ目に災害対策について質問いたします。7月の豪雨では「警戒レベル4」となり、 避難勧告の発令と洪水警報も出されました。長与川や高田川なども激流となって心配の 声が聞かれました。総務省では相次ぐ洪水災害を受け「緊急浚渫推進事業費」が創設さ れています。7月の豪雨のとき高田川もあと50センチメートルほどで河川から水が溢 れる所がありました。河川に堆積した土砂や不要と思われる雑木を除去する必要がある のではないでしょうか。そこで質問いたします。(1)長与川並びに高田川及び町内の 河川の浚渫などをする考えはありませんか。(2)今回の豪雨被害で活動した自主防災 組織はありますか。(3)防災士の資格取得に対する支援を行う考えはありませんか。 以上、質問いたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それでは本議会最後の質問者であります河野議員の御質問にお答えをさせていただき ます。なお1番目4点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から 回答をいたします。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをさせていただき ます。1点目の感染者の医療体制やPCR検査などの対応策という御質問でございます。 新型コロナウイルス感染症は、人的交流の再開から2週間後の6月後半以降、都市部を 中心として感染者数が増加に転じ、それが全国に広がるなど、4月の第1波を超える規 模にまで増加をしております。なお、本町発生のクラスターに対しましては、第1波の 教訓を踏まえ、西彼保健所の疫学調査や検査の進捗状況と足並みを揃える必要から、8 月3日から公共施設を3日間臨時休館とするなど慎重に臨んだことで、現在のところ感 染拡大は避けられておるところでございます。この臨時休館につきましては、公共施設 における接触機会の抑制のみならず、感染症に対する行政の姿勢を町民に示す意味にお きましても有効であったんではないかなと今考えております。さて現在の新型コロナウ イルス感染症患者の医療体制につきましては、自治体の垣根を越えた長崎医療圏の枠組 みにおきまして、フェーズごとに病床数を拡充していく計画となっておるところであり ます。現在の「フェーズ3」におきましては、宿泊療養施設に加え77床の病床を確保 しておりまして、「フェーズ4」では125床にまで拡充して臨むこととされておると ころでございます。8月19日現在77床のうち9名、約12%の占有率でございます。 また、長崎県全体の検査体制につきましては、本年12月末までに検査可能数を現行の 1日634件から1,634件にまで拡充される予定でございます。さらにかかりつけ 医におけるPCR検査の運用も始まっていることから、従来からの点と点を結ぶ考え方 から面で捉える防疫対策へ発展することに期待を寄せているところでございます。引き 続き防疫物資の備蓄を進めるとともに、既に完了しております代替施設へのVPN回線 の整備に加え、町民の皆様方に対しましては、広報紙や回覧板、ホームページ、同報無 線を通しまして、新しい生活様式の実践や接触確認アプリのインストールなど有効な防 疫対策につきまして、積極的に周知をしてまいりたいと考えております。

2点目の全町民を対象とした新たな給付金制度や離職、失業や収入が著しく減少した町民への給付金の対応はどうかという御質問でございます。新たな給付金制度といたしましては、子育て世代の家計への支援を行うことを目的として「乳児のための臨時特別給付金」を本定例会において補正予算案を提案しておるところでございます。離職や失業、収入が著しく減少した方への支援につきましては、6月の定例会でも申し上げましたとおり、長与町社会福祉協議会で実施をいたしております緊急小口資金や総合支援資

金、住宅確保給付金などの制度を最大限活用できるよう御案内をしているところでございます。また、国民健康保険税や介護保険料の減免、納税の猶予や水道料金、下水道料金の納付猶予につきましても、対象となる方に行っているところでございます。これまでのところ本町におきましては、このような様々な支援策や既存の各種制度を活用することで、生活にお困りの方の支援を行うことができていると現状では認識をしております。しかしながら、今後も状況が日々著しく変化していく中で、新たな支援策が必要となることもあると考えており、社会福祉協議会とも連携をしながら必要なニーズを的確に把握し、新たな支援が必要になった場合においては、素早く支援策が実行できるよう、引き続き情報共有と協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして1番目3点目でございます。中小零細企業、農業、漁業への今後の支援策 の考えという御質問でございます。現在町独自の支援策といたしましては、事業継続支 援金の第2弾といたしまして、昨年との売り上げを比較して、売上減少率が20%以上 50%未満の事業主に対しまして、一律20万円の給付を行っております。この支援策 におきましては、第1弾で対象といたしました飲食店等以外の商工業者だけではなく、 農業あるいは漁業に従事されている事業者も対象にさせていただきたいと思っておりま して、申請の期限を10月30日とさせていただいております。そしてまた昨日も申し 上げましたけども、近隣市が支援対象業種にフリーランスを追加する動きもございます。 長与町におきましてもフリーランスに対する対応もできないか、要綱の変更など検討を 行っているところでございます。また、地域商店での経済の回復や消費喚起を目的とし ましたプレミアム付き商品券「ながよミックン商品券」の発行を現在行っておりまして、 商品券の使用期間を1月18日までとさせていただいております。その後、商品券の使 用が落ち着きましたら、現在全国の市町村で消費喚起を目的としております電子マネー、 あるいはクレジットカードを利用したキャッシュレス決済を活用する動きもございます ので、長与町でも検討を重ねてまいりたいと考えております。そのほか、9月2日より 長崎県よろず支援拠点より相談員の方が1名、週に1日ではございますが長与町に派遣 され、職員では対応できない相談につきましても専門家の力をお借りしながらサポート を行えればと考えております。公的な緊急経済対策として国や県から数多くの支援策が ございますので、その動向を探りながら、西そのぎ商工会や農協など関係機関と連携し、 長与町独自の支援策についても検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして大きな2番目、災害対策についての御質問でございます。二級河川長与川及びその支流となる高田川は、県が維持管理を行う河川となっており、町による浚渫や雑木の伐採などができないため、維持管理につきましては県に対してずっと要望し続けているところでございます。町が維持管理を行っております準用河川及び水路につきましては、現地を確認後、危険と判断した場合には浚渫などの工事を行っております。

次に2点目の今回の豪雨被害で活動した自主防災組織はあるのかという御質問でございます。今回の豪雨に対し、本町に連絡があり土嚢やブルーシートなどを設置する要望

がなされたケースはございませんでした。しかしながら、6月の大雨時に強風により小屋が道路上に吹き飛ぶ事案があり、警察、消防と協力し自治会長を含めた方々で撤去作業の活動を行ったという報告はあっております。また、大雨や強風後に各地域を巡回し、倒木やごみの撤去作業など行っていることも承知しているところでございますけれども、自主的活動であるため特に豪雨による活動の連絡は今のところあってはおりません。

次に3点目の防災士の資格取得に対する支援を行う考えはないかという御質問でございます。防災士とは、社会の様々な場で災害と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識、知識、技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士認証基準に基づいて認証した方のことであると認識をしております。地域の防災リーダーとして普段から啓発や訓練を行い、防災意識の高揚と災害時にも避難誘導や救出救助などの支援を行うことで被害の軽減を図り、地域の防災リーダーを育成するなど、地域防災力を向上させることに繋がることから、他市町におきましても受験料や申請料、教本代などを助成するなど行っている自治体があるようでございます。私が知っておるところでは、県内では西海市がそうでございます。本町の災害時に公的支援が現実的に対応できない状況も想定されます。町民の生命や財産に関わる被害が少しでも軽減されるよう被災現場で実際に役に立つ活動を行っていただけるものであると思いますので、本町における研修会の開催などを含め、今後とも検討してまいりたいと思っております。私の方からは以上でございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

勝本教育長。

〇教育長 (勝本真二君)

河野議員の御質問にお答えいたします。1番目4点目の一人暮らしの大学生の支援の考えはないのかについての御質問でございますが、文部科学省において新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生への支援ということで、高等教育就学支援新制度と貸与型奨学金の2つの制度があります。1つ目の高等教育就学支援新制度については、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生については、授業料、入学金の免除もしくは減額、加えて給付型奨学金を支給するものです。2つ目の貸与型奨学金については、保護者の失職や倒産等により家計が急変し、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた学生、生徒に対応します。また、学費等を賄うためのアルバイト収入が激減し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生、生徒にも対応するものです。これらの制度を利用していただくことで、一定の一人暮らしの大学生については支援を受けることができるものと考えております。以上でございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

それでは再質問させていただきたいと思います。医療体制とPCR検査の対応策とい

うことで全般的に答えられて、一つお伺いしたいのは、この間、長崎県がかかりつけ医の所でPCR検査を受けられるような状況を作っていきたいというふうな動きがあって、ちょっと今の報道なんかを見ると、今のところどういう状況なのかなと。なぜこういうことを聞くかというと、多くの方が受けられるという意味では非常に感染防止に繋がるところがたくさんあると思うんで、今どういう形で進められてるのか、分かるところであれば教えていただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

小川健康保険課長。

〇健康保険課長(小川貴弘君)

8月中旬頃から地域を限定いたしまして、かかりつけ医による唾液を検体とするPC R検査が可能となっておりまして、長与町におきましてもこの地区に該当しております。その後、検査の検体につきましては、長崎大学病院の方に委託業者が搬入いたしまして検査を行うと。検査が判明するまで1日から2日ぐらい掛かるということでございます。こちらにつきましては、実施する医療機関については非公表とされていること。これは、どうしても手上げ方式ということで、基礎疾患を有する患者を多数抱えていらっしゃる医療機関のリスクに配慮する。あるいは病院の構造上、ゾーニングを取ることが難しいというところに配慮をした結果、そういった手上げ方式ということになっておりますが、町長答弁のとおり、感染症対策につきましては面で幅広く捉えていくということが重要かと私も考えておりますので、引き続きこういった状況につきましては、医師会等を含めまして意見交換を行うなど、インフルエンザが蔓延する時期までには、どうにか普及していくような方向でできればというふうに願っているところでございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

そうすると、もう既にこうした対応が取られているというところで理解してよろしいのか。医療機関は非公表ということですけども、町内でもPCR検査を受けられるかかりつけ医というのが存在するのか。これも答えられる範囲でよろしいんで、お願いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

小川健康保険課長。

〇健康保険課長(小川貴弘君)

長崎県の医師会の方にも問い合わせをしたんですけど、なかなかその情報というのを教えていただくことができず、この場でそれを公表することもできないということですが、インフルエンザの流行期においては、このかかりつけ医のクリニックによるPCR検査に加え、キットを用いた、国の方がパッケージということで最近公表されていることになりますが、1日20万件ほどに拡充していくというところもございますので、こ

ちらのクリニックよるPCR検査の進捗に合わせてそちらも同時に活用することで、一定そういったインフルエンザ蔓延期のリスクは解消されるものと考えておるところです。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番 (河野龍二議員)

今の件は理解いたしました。先程も言いましたけど、PCR検査が多く受けられるということでは非常に期待をしたところでした。先日もある所でお聞きしたんですけども、やはり今PCR検査を受けたいと言ってもなかなか受けられないという状況があるということで、ある事例なんですけども、高齢の方が38度以上の熱があってPCR検査をかかりつけ医から受けた方が良いんじゃないかというふうなアドバイスを受けて、保健所に受けたいというふうに申し出たところ、そこでもうちょっと待ってくださいということで受けられなかったという状況もあるということで、受けたい人がすぐに受けられないという状況が未だやっぱり残ってるのかなというふうにちょっと感じてるところです。そこで先日長与町の高校でもクラスターが発生したんですけども、ここで多くのPCR検査を受けられたというふうに聞いてはいるんですが、希望をしたけど受けられなかったという方がいらっしゃるのか。例えば、非常に増えたということで、もしかしたら自分も感染してるんじゃないかという危機感から受けたいという形の要請があって受けられなかった方はいらっしゃるのか。そこがあれば教えていただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

小川健康保険課長。

〇健康保険課長 (小川貴弘君)

検査の状況につきまして、まず御説明差し上げます。北陽台の生徒は3学年合わせまして830名でございます。これに教職員の70名を加えますと合計で900名。これに実際陽性者が出ておりますので、その濃厚接触者が加わることになります。次に検査の実施状況なんですが、北陽台のクラスター関連で585件の検査がなされているというふうに聞いております。そうしますと学校関連の方が全て受けられたということではないことは間違いないと考えております。また、学校でクラスターが発生をした場合、親心としましては、どうしても我が子に受けさせたいと思うのは当然のことでございますので、希望された方のうち、やはり受けられなかった方っていうのも中には含まれてるかとは存じ上げております。ただ、今現在の長崎医療圏における検査体制につきましては1日310件ほどしかございませんで、その中で、第1報の段階で300件以上の検体を採取するという西彼保健所の方針も聞いております。そうした中、検査可能数を勘案しまして幅広に西彼保健所の方は対応いただいたものというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番 (河野龍二議員)

検査を受けたいと思って受けられないというのは、非常に不安が残るところではある と思うんですよね。今回は収束したということで安心しているところだと思うんですけ ども、今後もこうした事態が起きたときにどういう対応を取るかというところだと思う んですよ。何度も言いますけども、この検査が拡大されるということでは非常に期待を してるところなんですけど、いろんな指標だとか、いろんな評論家だとかっていう方々 の話を聞くと、検査を1回受けることでは万能ではないと。すぐまたどこかで陽性反応 が出る可能性もあるということで、そういう意味では確かに万能ではないと思うんです ね。一度検査を受けたからもう罹ってないと、そのときは罹ってないと、その後また罹 る可能性もあるということでは、そういうところが非常にPCR検査だけが拡大される とちょっと勘違いしてしまうところがあるというふうに、私もその辺を注意しなければ ならないなというふうに思うんですよ、期待の反面ですね。一方でPCR検査を受ける ことで、今、罹ってなかったということで、今、言われてる新しい生活様式に改めて取 り組む。そういう姿勢が作れるんじゃないかなというふうに思うんですよね。これから も罹らないように努力していこうと、そこが今回PCR検査を拡大する中で、非常に大 事なところではないかなというふうに思うんですよ。全国で医療従事者だとか、ここに は学校の先生方だとか、あと保育所、幼稚園の職員の方等々、役場の職員も含まれるの ではないかなと思うんですけども、こういう方々に率先してPCR検査を受けてもらう というふうな取組もされてる状況ですけど、例えば、財政的な問題も含めますけども、 そういうふうな多くの人と接触する職場の中で安心して業務に取り組むことができるこ とと、やはり新たに罹らないという努力をしてもらうという部分では、こういう職種の 方々に率先してPCR検査を受けてもらう。長与町が一定財政負担もして。そういう考 えにならないかなと思ってるんですけども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

小川健康保険課長。

〇健康保険課長(小川貴弘君)

御指摘のとおり幅広なPCR検査と言いますのは、無症状者を捕捉し感染拡大防止に繋げる。これ以外でも大多数の方と接客を旨とする職種に就かれてる方の不安を払拭したり、また新しい生活様式を実践しようという前向きな方向に持っていくという意味合いでも非常に重要ですし、進めていきたいというふうに考えているところではございますが、実際検査を行う上で擬陽性であったり擬陰性、こういったのを見逃さないように感度が高いPCR検査を講ずることが重要かと考えております。そうした中、長崎医療圏の検査体制と言いますのは現在310件ということでございまして、こちらを幅広に行うことで、そちらの疫学調査の検査の方にもちょっと影響が出るのではないかというふうに懸念をしているところでございます。検査体制を含めまして実際拡充をされ、またこういった対策につきましては、ある程度生活圏を一つにする自治体が連携をしながら行うことが重要かと考えておりますので、蔓延が始まったり、今の長崎県の対応とい

うところでも一定蔓延は防止できてるものというふうに考えておりますので、そちらがちょっと難しいということになりましたら次のステージといたしまして、そういったことも近隣の方と協議しながら考えていくことは必要かというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

重要なところであるというふうな認識もおありのようなので、是非県の医療、そういう対策会議の中でそういう部分も提案していただいて、そういうのが可能になるようにお願いしたい。これも意見だけ言わしていただきます。ワクチンができましても、やっぱり優先的に受けていただくというのが大事ではないかなと。なぜこう言うかというと、ある保育所の先生と話したときに、自分達もコロナウイルスを持ってるんじゃないかというふうな不安感と子ども達にうつしたらどうしよう、でも子ども達が持ってて、うつったらどうしようという、そういう中で毎日、いわば命を守る活動をされているということで、やっぱり本当そういう不安をいかに払拭していくかというのが大事なところではあるし、できればワクチンも率先して受けていただくような環境を整えていただければと、それは強く要望していただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。新たな給付金の制度を前回議会と同じように質問させていただいたんですけども、乳児の臨時給付金を新たに創設するということで、先日も新聞報道がありました。4月27日以降に生まれる子どもに対しても10万円の給付をしていくということのようでありましたんで、この制度を活用されるというふうな形で捉えてよろしいのか、そのところをお伺いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

村田こども政策課長。

〇こども政策課長(村田ゆかり君)

乳児のための臨時特別給付金につきましては、7月に地方創生臨時交付金を費用に充てることが国の方で認められました。以前から4月27日までの子どもしか貰えない。4月28日以降に生まれた子どもが対象に入っていないというところは、対象に何とかして入れることができないかというところを考えていたところでございまして、そこの時期に相まって7月に国の方から交付金の対象に充てて良いということで、長与町の方はもうすぐに検討を始めたところでございます。先日新聞報道の方にありましたけれども、あの分はまだ今から県の方で審議が行われるということでございまして、今回は特別交付金を財源にした形で計上をさせていただいているという状況でございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

補正予算にも計上されてる状況なんで、その中で改めて詳しくお聞きしたいというふ

うに思います。今回、その部分を新たに給付金という形でしていくというところなんで すけど、一つ、今の国の動きからすると、これまで第1号補正が出され、第2次補正予 算が出されたということで、第2次補正予算のときに約2兆円が計上されたわけですね。 このときに政府の決まった内容ですけども、ちょっと読み上げますと、新型コロナウイ ルス感染症への地方における様々な対応、取組を全力で支援するため、地域の実情に応 じて家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに新しい生活様 式等への対応を図る観点から地方創生臨時交付金を拡充したというふうになってるんで すよ。そういう意味では、地方自治体がいろんなメニューを考えて、こういう事業を取 り組みたいっていう形に、応援しますよ、後押ししますよというふうなのが、ここで出 てるわけですたいね。そこで前回の議会とちょっと同じようになってしまうんですけど も、国は財政支援を後押しするよというふうなところで、もっと長与町独自の、答弁い ただきましたけども小口の資金だとか、税の猶予だとか減免だとかっていうのを対応し てるということなんですけども、これらは極端に言うとどこの自治体でもやられてる状 況なわけですよね。私が前回言わせていただいたのは、長与町だからできる部分、長与 町だからやってる部分っていうのを是非作っていただきたいなというふうなところで、 国がそうやって全面的に応援しますよと言ってるわけですから、そこがなかなか工夫さ れてないのかなっていうふうに思うんですけども、その辺、何が課題になって、なかな かそういう独自の政策が取り組めないのか、それともさっき町長答弁でありました今の 制度の中で十分だと考えてるのか、どちらなのか、再度お答えいただきたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

山口福祉課長。

〇福祉課長(山口聡一朗君)

現状で申し上げますと、答弁にございましたように、現状では様々な支援策の方で補えているというというふうに認識しております。しかしながら、今までの国の方の支援策でございますけれども、これが一定期限の方を迎えるものがございまして、その辺を私どもも常々注視をしてるところでございます。これを考えますと今検討していることがございまして、交付金を活用しまして、生活に困っている方に関しまして食料とか生活用品の支援をできないか現在検討を進めております。実施に向けて前向きに検討を進めておりまして、今後、交付金を活用して進めていきたいというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

是非いろんな形で検討していただいて、できる内容は取り組んでいただきたいと思います。ちょっと言われました今後のスケジュール、町長答弁でもありましたように今後新たなニーズに応えていくような対応をしていきたいということで、ただ、私の持ってる資料からすると、この第2次補正の実施計画受け付けが9月30日までになってると。

今、検討されてるのが9月末までに出すようにしているのかですね。先程の答弁ですと、なかなかそこが見えてこなかったんで、9月末までに何もなくてそのまま過ぎてしまうのかなとちょっと不安に感じたんですけども、今、検討されてるのを実施計画として提案しようというふうに考えてるのか、そこまでお答えいただければと思いますけど。

〇議長(山口憲一郎議員)

山口福祉課長。

〇福祉課長(山口聡一朗君)

検討しているものにつきましては幾つかございますけども、いずれにしましても9月が提出の期限になっておりますので、それに間に合うように計画いたしまして、提出を していきたいというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番 (河野龍二議員)

是非そういう意味では、中小零細業者、農業、漁業に対する支援策も是非この実施計画の受け付けまでに何とかできないかなと。今回質問したのは前回、国の持続化給付金の100万円があって、まず一律に20万円の支援をされた。国の持続化給付金が受けられない売り上げ幅のところの支援策を再度される。やっぱり今いろんな方から聞くと、それこそ家賃の支援金だとか、いろんな雇用調整助成金だとか、雇用助成金だとかっていうのをやっぱり様々な活用をされてる事業者がいらっしゃるんですよね。そういう意味では、今後の拡大も全く予想できないんですけども、今の段階で新たな町内事業所の営業を守るというふうな支援策を検討していくべきではないかなというふうに思うんですけども、その辺は検討されてるのかどうか。今の御答弁ですと、ここも検討していくという話でしたかね。そこも再度お願いしたいというふうに思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

川内産業振興課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

議員がおっしゃられたとおり第2弾の方の事業継続支援金、あと商品券。答弁の方にはございませんでしたが店舗リフォーム、そのようなもので今助成を行っているところでございます。あと町長の答弁の方にもありましたように、今後の経済の動向等を見まして、キャッシュレスとか電子マネー、そちらを使ったようなことで消費喚起ができないか、そちらの方も今検討を行っている状況でございます。あと商工会の方で8月末に再度アンケートを取られているようでございますので、そちらの集計の方が9月中旬に出る予定でございます。その結果の方を把握した上で何が必要かっていうのを再度商工会の方と確認を取りながら検討を行ってまいりたいと思っております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

前回も言いましたように、是非そういう対策を取るときには、町長も答弁の中で言われたようにスピーディーに取り組んでいただきたいなというふうに思います。やはりそれがひと月ずれることで大きくまた営業を損失する場合もありますんで、いろんな形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に4点目の大学生の一人暮らしの支援の考えですけども、先程御答弁いただきましたが、これもちょっと事例を申し上げると、ある市内の大学生だったんですけども定額給付金が10万円あったと。大学生に対する特別給付が20万円あって、30万円その大学生は収入が得られたんですけども、ただ、やはりこういう事態だからアルバイトなんかが全く無くて授業料の支払い時期に迫ってきたと。授業料の減免を申請したんですけど授業料減免ができなかったということで、たまたま通帳の中にその30万円が入ってて、いきなり授業料が27万円引き落とされて、もう生活が困窮する事態になったというふうな話を聞いて、なかなか授業料の減免も成績の問題だとか、そういうところで授業料の減免ができなかったという話もお聞きしますし、そういう意味では、やはりここも長与町独自の対策ができないのかなという思いで質問させていただいております。例えば、調べてみますと厚木市では住居が確認された、私、大学生と限定してますけども、専門学生や勉強をしながら学校に行ってる人達も含めてですけど、住居が確認されたら一律5万円の給付をするというふうな話。あと流山市では市が独自で授業料の減免額の負担を一定するということで、是非こういう制度ができないかなというふうに思ってるんですけども、その点の検討はされたことがあるのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

山本教育次長。

〇教育次長(山本昭彦君)

教育委員会では小中学校コロナ対策に関連いたしまして、いろいろ対策をしているところでございます。大学生に関しましては、今、国そして各大学の方で学びの支援ということで対策がされています。それぞれの大学生自身が通っております大学の方で申請の窓口となっておりますので周知も行き届いて、支援の必要な学生には支援の手が差し伸べられているものと思っております。現在のところ、町の独自っていう大学生に対する支援の方は考えておりませんけども、今後、例えば福祉課の方で社会福祉協議会とかがされております支援制度等を御案内するなどはできるかと思いますけども、現在のところ大学生の方の支援ということでは特に考えているところではございません。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番 (河野龍二議員)

私も教育委員会が答えるところで、こういう質問をして答えられるのかなとちょっと 思いがしてたんですよ。是非検討していただいて、これはどこになるのか、福祉課にな るのか、よく分からないんですけども、いみじくも町長、先日同僚議員の質問で若者の 転出の問題を質問されたときに、長与町は学園都市を標榜してると。シーボルト校もあって、こういう学生が人材育成として育っていければという話をされました。私もそう 思うんですよ。せっかく長与町にある大学に通って、ただ学校に来ただけでよそに行っ てしまうというとふうな問題じゃなくて、長与町でまた活躍してもらう人材になってい ければなと思うんですよ。そういう意味では長与町が支えているんだというふうな、一 つそういうのがきっかけになれば多くの人が長与町の恩返しでっていうふうな形になっ ていただけないかなという期待もあって、こういう方々の支援もお願いできないかなと いうふうに思ってるんですよ。そこが検討していただけるのか、いかがでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

山口福祉課長。

〇福祉課長(山口聡一朗君)

教育委員会の答弁に付け加えさせていただきますけれども、先程申し上げました食料 支援であったりとか、生活用品の支援といったものにつきましては、大学生も対象となっております。加えまして大学生の方が利用できる制度といたしましては住宅確保給付金、こちら家賃を最大9か月給付できるものとなっております。あと緊急小口資金につきましても利用できます。こういったものを利用していただきながら、できないことがございましたら、さらなる検討を進めていきたいというふうに考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

家賃補助、緊急小口、これらも含めて是非もっとアピールしていただければと思います。ホームページに「大学生の皆さんへ」みたいな形で、そういう形になると非常に活用しやすくなるというか、助かる学生もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますんで、そういう部分も含めてお願いしたいというふうに思います。

では、災害対策について伺います。長与川、高田川は二級河川で県の管理だというところで、長与川が以前浚渫した時期がどれくらいになるのか、お伺いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

山﨑土木管理課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

平成13年が最後の浚渫となっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番 (河野龍二議員)

もう既に相当年数が経っているということでは、いろんな堆積物があるんではないかなというふうに思うんですよ。前回の豪雨のときは長与川がもう荒れ狂ったような形で

流れて、通告にもありますように高田川の橋の掛かっている所で橋の50センチメートルぐらいの所まで水が溢れてくるということで、総務省の方で浚渫がなかなかできないという環境の中から、いろんな要望があって緊急浚渫事業費が創設されてる状況なんで、県の管理という意味では是非県に。県もいろんな河川を抱えてるでしょうから、なかなかすぐにというふうな形にはならないかもしれませんけども、そこはいろんな工夫をされて、できるかどうか分かりませんけども、すぐにできないなら長与でやって、あとから要求しますよとか、要請しますよとかいうような形でも、やっぱり防災の面から是非取り組んでいただきたいなというふうに思います。高田川については、これも県の管理の中で行われるということなんで、高田川はホタルが今発生してて、通る人達が鑑賞に来られるんで、全てを取り除いてしまうとそういうのも無くなってしまうかなというふうに思うんで、是非ここも浚渫をお願いする場合は、そういう自然環境を残すような形での取組をお願いできるものなのか、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

〇議長(山口憲一郎議員)

山﨑土木管理課長。

〇土木管理課長(山﨑昇君)

高田川につきましては、伐採等の計画が高田駅周辺から上流部にかけて部分的にあるということでお聞きしております。その中でホタルなどの自然を守るような格好でちょっとお願いはしたいと思いますので、今現在まだしている状況でございますので、今後伐採が始まる前までには必ず行いたいと思っております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

最後に防災士の件でお伺いします。ここはなぜお伺いしたかと言うと、自主防災組織のリーダーとなる形で、資格を取ることでリーダー意識といいますか、そういうところが出てくるんじゃないかなというふうに思います。全国では先程町長答弁もありましたように、この防災士の資格を取っていただくように助成をされたりとかしてるということなんで、ただ答弁の中では、研修会の開催などを検討していくというところなんで、是非資格取得の助成をすることで自治会内の防災組織のリーダーになる方に取っていただいて、希望する方にですけども取っていただいて、本当に自主防災組織が有事のときに活動できるような環境が整えられないかなというふうな思いで質問させていただきました。資格取得に対する助成というのは考えてないのか、再度お伺いしたいと思います。

〇議長(山口憲一郎議員)

宮崎地域安全課長。

〇地域安全課長(宮崎伸之君)

防災士の資格取得に対する補助の関係が、現在長崎県の県民協働課内にあります公益 財団法人県民ボランティア振興基金による補助がございまして、これが今言われた防災 士の取得に関する受験料であったり、登録料につきまして補助する制度がありまして、これで今言われたような受験料等の補助が確保できるようになっております。答弁にもありましたけど、西海市に言われたような補助制度があるんですけども、これにつきましても今言われた受験料、新制度の補助でございますが、県がございましたもんですからそれと重複することはできないということで、現実的にはそういう補助が無い状況でございますので、この県の補助制度について、十分その自治会であったり自主防災組織等に周知をして受験させていただければというふうに思っております。

〇議長(山口憲一郎議員)

河野議員。

〇12番(河野龍二議員)

理解しました。そういう意味では、防災士という資格がありますよっていうところを 自主防災組織などにアピールしていただいて、やっぱりリーダーとなってこの防災活動 に取り組んでいただくよう、そういうところにも配慮していただくようにお願いいたし まして、私の一般質問を終わります。

〇議長(山口憲一郎議員)

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で11時25分まで休憩します。

(休憩 11時16分~11時25分)

〇議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第59号長与町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第3、議案第60号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第4、議案第61号長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第62号令和2年度長与町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 竹中議員。

〇14番(竹中悟議員)

1点だけ質問いたします。19ページの公有財産購入、用地購入費の2,500万円。 この場所と平米数、それから金額が平米当たり幾らするのか、お尋ねします。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

場所につきましては嬉里郷80番地になります。宅地部分と山林部分を今回要求しているんですけれども、宅地部分につきましては平米単価2万3,803円、山林部分につきましては平米単価792円となっております。面積につきましては宅地部分が924.23平米、山林部分が3,786平米となっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

竹中議員。

〇14番(竹中悟議員)

そうするとこれは文化財の関係で、皿山の焼き物を焼く壺窯の場所というふうに理解 しとっていいんですか。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

宅地部分につきましては、今おっしゃるとおり長与三彩の窯跡用地、また山林部分につきましては物原を含む山林部分となっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

ほかに質疑はございませんか。 吉岡議員。

〇13番(吉岡清彦議員)

12、13ページの3款民生費2項1目児童福祉総務費の18節負担金、ここで新しく乳児のための特別交付金というのが4,000万円上がってますけども、対象人数がもし分かっておればよろしくお願いしたいと思います。それと、20、21ページの災害復旧の1億4,100万円。大きな金額ですけども、場所とかたくさんあったのか、もし分かっておればそういう内容をよろしくお願いいたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

村田こども政策課長。

〇こども政策課長(村田ゆかり君)

乳児のための臨時特別給付金につきましては、4月28日以降に生まれた乳児のいる世帯を対象にしておりまして、対象人数を約400人ということで見込んでおります。

〇議長(山口憲一郎議員)

川内産業振興課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

20、21ページの災害復旧費の農業用施設等災害復旧費の工事請負費1億4,10 0万円の内訳になりますが、国の補助の対象となっております農地が5か所、農業用施 設これが農道になりますが2か所。あと、町の単独ということで上がっております災害 が、農道が7か所、水路が2か所、畑地かんがいの関係が2か所、ため池が2か所、ふ れあい農園が2か所。以上です。

〇議長(山口憲一郎議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、議案第63号令和2年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第64号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第65号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第66号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第67号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第67号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を議題

とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 八木議員。

〇1番(八木亮三議員)

議案第68号令和2年度長与町水道事業会計補正予算について質問いたします。本議 案については、産業厚生常任委員会の方で詳細説明が行われると思いますが、私の方で はまだこういった議案審査、昨春から1年しか携わっておりませんし、産業厚生の方も 普段携わっておりませんので質問をさせていただきます。この議案は来年度から5年間 の浄水場運転管理業務委託の債務負担行為ですが、まず1つは、浄水場というのは第1 浄水場、第2浄水場、東高田、笠山とあると思うんですが、この中の特定の浄水場の運 転管理業務なのか、浄水場の一括した業務委託なのかということ。2つ目が水道関係の 委託料には警備業務委託料や検針業務委託料などがありますが、この運転管理業務委託 料というのをもう少し具体的にどういうものか、もしお示しいただけるようであれば御 説明をお願いします。3番目が昨年度からでしたでしょうか、長崎市などと広域連携の 協議が行われていたと思いますが、この今回の債務負担行為というのは広域連携の協議 等の結果、施設の共同化や管理の一体化の可能性があってそれによって発生する負担金 のようなものなのか、全く関係なく本町水道事業独自のものなのか。4番目が業務委託 先はどうなる予定なのか。これまでも浄水場運転管理業務を行っている事業者があって、 その契約の継続のようなものなのか、新たに入札等があるのか。最後に、債務負担行為 ですので今年度に新たに発生する歳出ではありませんが、今年度の当初でも今年度末で もなく今回の9月の提案となった理由があればお願いします。以上お願いいたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

渡部水道課長。

〇水道課長 (渡部守史君)

お答えいたします。まず1点目でございますけれども、浄水場が第1浄水場、第2浄水場、笠山浄水場、東高田浄水場、あと2か所の滅菌施設がございますが、全ての施設を網羅しての委託となります。続きまして2点目、運転管理の中身でございますけども、基本的には施設の故障とか異常に対して適切に対応していただく、管理をしていただくといったものが中心になります。3点目に広域との関連性でございますが、広域共同浄水場の関連では全く関係はございません。委託先につきましては入札という形になりますので、現在受託している事業者以外にもなり得るというふうに考えております。最後になりますが、なぜ当初に計上せずに9月になったかということでございますが、前回3年間の委託契約ということで、その中で精査して見直すべきところがないかということで、今年度の予算計上時ではまだ1年半ほどの経過ということでございまして、まだ精査について、中身についてどういったところを改善すべきかということが、まだ完全に把握をしていない部分もございましたので、今回の提案とさせていていただきました。

〇議長(山口憲一郎議員)

八木議員。

〇1番(八木亮三議員)

今回は広域連携とは関係無いということですけれども、いずれにしても第1浄水場は 更新される予定があると思うんですけれども、5年間の委託契約期間中に第1浄水場が 更新されたりして、管理の費用というか、そういったのが変化したりしないのかなと思 うんですが、そういう状態でもこの5年間の契約っていうのは可能なんでしょうか。も し5年以内に浄水場が更新されるとしたらなんですけれども、御説明いただければ。

〇議長(山口憲一郎議員)

渡部水道課長。

〇水道課長 (渡部守史君)

今現在、第1浄水場の更新を長与町単独で行うべきなのか、あるいは共同浄水場として広域連携をする方がメリットがあるのか、今ちょうど天秤をかけているところでございまして、実際どちらかに決まるわけでございますけれども、これから先、実際に浄水場の更新に関係して工事が始まるのは、まだだいぶ先でございますので、今回の委託契約は支障なくできるものと考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第68号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第69号令和2年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第69号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第13、議案第70号令和元年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてを 議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 竹中議員。

〇14番(竹中悟議員)

今、実は私たち議員のある人から提案で特別委員会を作るという動きが出てるんですね。その中で、議員全員で決算とか特会の決算など含めてやろうかという話も出てます。そういう話があっておりますので、今回少し細かい部分を質問させていただいて時間がどれくらいかかるのかなという、大変申し訳ないんですけど、そういう時間単位を私たちも知っておく必要がありますので、少しだけ数が多いんですけど質問をさせていただきます。まず67ページ、国際交流協会補助金の内容ですね。この国際交流協会につい

てはなかなか活動の範囲が見えませんので、どういう活動されていて、そしてその中でどのようなお金が動いているのかということをお尋ねをいたします。2つ目、127ページ、働く婦人の家の修繕料が158万円あります。これの内容。それから3つ目、133ページ有害鳥獣捕獲業務委託料の実績ですね。これはイノシシの捕獲をした頭数など分かればお知らせをいただきたいと思います。4つ目、163ページ小学校需用費の修繕料の内容。それから5つ目、169ページ中学校管理費修繕料の内容。それから6つ目、同じく169ページ中学校校舎整備工事費の内容。7つ目、173ページ社会教育総務費修繕料の内容。8つ目、179ページ図書館費修繕料の内容、9つ目、181ページ文化施設修繕料の内容。それから10点目が、185ページの保健体育費修繕料の内容。それから11番目、187ページ体育施設管理費修繕料の内容。それから12番目、189ページ学校給食費修繕料の内容。それから報告書24ページのコンポスト跡地環境対策事業の進捗状況、これについてお答えをいただきたい。

〇議長(山口憲一郎議員)

それぞれお願いをいたします。

荒木政策企画課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

決算書の66、67ページ、国際交流協会補助金について御説明いたします。国際交流につきましては、第9次総合計画の中で「国際色豊かなまちづくり」という取組を掲げておりまして、その推進に係る町の中心的組織というふうな位置付けで、町としましても補助金で支援をしているところです。協会につきましては協会の会費、それから様々な事業に係る事業収入、それと町の補助金という形で活動しておりまして、活動の内容としましては大きく語学講座と交流事業という形でございます。語学講座につきましては韓国語、中国語、英語、それからベトナム語といったもの。交流事業については国際料理教室やみかん狩りということで外国の方と町民の方と交流をしていくということで事業を進めているものでございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

127ページ、働く婦人の家の修繕料で合計で18件になります。主な内容としまして、空調機の冷温水のポンプ取り替え、トイレのドアの修繕等々になっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

川内産業振興課長。

〇産業振興課長 (川内佳代子君)

133ページ、13節委託料の一番上、有害鳥獣捕獲業務委託料136万2,000 円でございますが、猟友会と委託契約を結んでおりまして、4月、5月、9月、10月 及び3月16日から31日までの4.5か月分に対しましての委託料でございます。こ の期間の頭数といたしましてはイノシシが51頭、アナグマが9頭となっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

宮司教育総務課長。

○教育総務課長(宮司裕子君)

162、163ページの小学校管理費11節修繕料2,060万6,317円ですけれども、件数が210件で、主なものといたしましては小学校のトイレの洋式化、トイレの取り替えを主に行っております。168、169ページの中学校管理費11節修繕料1,434万1,931円の内訳ですけれども、件数が132件になります。主な工事の内容といたしまして、こちらも校舎のトイレの洋式化、便器の取替工事を主に行っております。同じく15節工事請負費の校舎整備工事費。こちらが内訳といたしまして3件工事を行っておりまして、高田中学校の非常放送設備の取替工事等を行っております。

〇議長(山口憲一郎議員)

北野生涯学習課長。

〇生涯学習課長(北野靖之君)

173ページ下から2つ目の社会教育総務費の修繕料37万3,330円ですけれども、これはつどいの家の修繕になります。合計5件分、主なものとしまして調理室床の補修やトイレの修理になっております。続きまして179ページ図書館費需用費修繕料78万322円ですけれども、図書館の修繕費として合計7件、主なものとしましてブラインドの修理、空調機の修理などになっております。続きまして181ページ、一番下になります。文化施設管理費の修繕料225万3,138円ですけれども、これは文化ホールと陶芸の館2施設分で合計15件の修繕になっております。主なものとしまして、文化ホールの空調機の整備、また陶芸の館の外壁の補修などになっております。続きまして185ページ、上の方になりますけども、保健体育総務費11節需用費の修繕料6万6,000円になりますけれども、これは1施設分1件になります。聖火リレーに伴います駐車場の入口の電柱の修理となっております。続きまして187ページ、体育施設管理費11節需用費の修繕料284万5,121円ですけれども、町民体育館やプールなど10施設で49件分の修繕になります。主なものとしまして、体育館のトレーニング器具の修理であったり、プールのテントの修繕になっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

宮司教育総務課長。

〇教育総務課長(宮司裕子君)

188、189ページの10款7項3目11節需用費の修繕料302万2,940円ですけれども、内訳といたしまして13件で、主な修繕としまして蒸煮冷却機の修理やガス回転釜の修理になっております。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長(中尾盛雄君)

コンポスト跡地の件になります。平成29年度の中旬から約2年半のモニタリングの結果、地下水及び浸出水につきましては、技術上の基準を全て満たしておりました。問題無しという形になっております。しかしながらガスが発生しております。メタンガス等が検出されておりますので、こちらの方は引き続き監視を続けていきたいと考えております。埋立地内の温度も適正であると判断されております。今後もモニタリングは継続しながら、利活用等必要に応じた形で対応策を取っていきたいと考えております。

〇議長(山口憲一郎議員)

竹中議員。

〇14番(竹中悟議員)

需用費と工事費のことにつきましては理解いたしました。件数が多いので1件1件す るのは、これはもう委員会でやっていくということでしょうから、これ以上の質問いた しません。ただ、私が前回から申し上げている67ページの国際交流協会補助金ですね。 これ私のイメージの中では姉妹都市のウェザースフィールド町との関係でこういう交流 協会ができたというふうに認識をしてるわけですね。ただ、今見ていますと、ウェザー スフィールドとの交流というのはあんまりあってないような感じがするんですね。この 交流協会に対してはそういうふうな関連したお話をされていないのかどうかですね。数 字とは質問がちょっと異なって申し訳ないんですけどね。国際交流協会ができてるとい うことは、私は姉妹都市との連携の中でできたことと思ってるわけですね。それと外国 人、結局コネチカット州のウェザーズフィールドから教職員を招聘するとか、そういう メリットの中で姉妹都市を結ばれてると思ってるもんですから、ウェザースフィールド の先生方、英語の教師辺りの招聘の金額なんかも入ってませんしね。ですからそういう 分が国際交流協会でいろんな模索をするのかなと思ってるんですけど、その辺について はいかがですか。それともう1つ、最後のコンポスト、このメタンガスのガス抜きはや っぱり自然に抜くということで、実際にそれを取り払うということは、今の段階では難 しいというふうに理解していいですか。この2点お願いします。

〇議長(山口憲一郎議員)

荒木政策企画課長。

〇政策企画課長 (荒木隆君)

長与町国際交流協会の設立の契機としましては、議員御指摘のとおりウェザースフィールド町との姉妹都市締結というものがございました。先程私の答弁の中で第9次総合計画の中でということを申し上げましたけれども、「国際色豊かなまちづくり」ということと「姉妹都市交流の推進」というものを2本立てにしております。この国際交流協会については、どちらかというと姉妹都市交流というよりも、町民の皆様方の国際理解を深めるという活動、それと町内在住の外国人であったり、大学に留学されてる外国人の方々との交流ということで、多文化共生も含めたところでそうした交流活動を行って

いるというものでございます。

〇議長(山口憲一郎議員)

中尾住民環境課長。

〇住民環境課長(中尾盛雄君)

こちらにつきましては、基本的にはまず自然の形で抜いていくことと考えております。 ただし今後利活用を何かするのであれば、それに応じた部分だけやっていくとか方法論 を考えていかないとと考えております。強制的に抜くことも可能不可能と言われると可 能です。ただし結構な費用が掛かるということで算段をしております。

〇議長(山口憲一郎議員)

竹中議員。

〇14番(竹中悟議員)

国際交流協会のことついては、やはりその出だしが姉妹都市ということもあるものですから、かなりこの姉妹都市を結ぶために莫大な金を使って、姉妹都市を結んでおるんですね、私たちが考えてる以上の金額を使ってます。ですからこれを利用しないという方法はないと思うんですね。ですからその辺を含めながら指導をしていただきたいと思います。それとこのメタンガスにつきましては、横に高田中学校がありますので、未だに高田中学校の運動場にはガス抜きのパイプが8本ぐらい立ってるんですね。ですからその辺も含めながら慎重に、もう抜くんであれば抜くと。そして高田中学校の生徒たちに害がないような形でお願いします。回答は要りません。よろしくお願いいたします。

〇議長(山口憲一郎議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は総務文教常任委員会に付託します。

場内の時計で13時10分まで休憩をいたします。

(休憩 11時58分~13時10分)

〇議長(山口憲一郎議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、議案第71号令和元年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定 についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第71号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第72号令和元年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第73号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第73号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第74号令和元年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第75号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第76号令和元年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第77号令和元年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第59号から議案第77号までの19件は、会議規則第46条第1項の規定によって9月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第77号までの19件は、 9月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を9月14日までに議長に報告願います。

日程第21、議案第78号長与町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第78号長与町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第22、議案第79号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第79号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日からは委員会審査のため本会議を休会し、9月15日定刻より本会議を開きます。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 13時19分)